全国一般全国協

2021年6月11日 No.157
全国一般労働組合全国協議会
編集発行人　渡　辺　啓　二
東京都港区芝2-8-13 KITAWA芝3F
TEL03-6779-8382　FAX03-6453-7857
URL:http://www.nugw.jp/
Email:nugw@nugw.jp

21春闘の総括を深め、夏季闘争へ前進しよう!!

全国一般労働組合全国協議会　中央執行委員長　平賀　雄次郎

6/7 最低引上要請署名1万筆超を厚労省に手渡す

コロナ禍で、格差・貧困の拡大

二年に及ぶコロナ・パンデミックが続く中、日本社会の格差と分断・貧困が拡大しています。コロナ感染防止の人流制限政策は、世界全体を覆い実体経済の停滞をもたらしています。その一方で各国の財政出動によるコロナ対策は、金融投機を招き株価バブルを生んでいます。労働者の命と生活・権利が危機にさらされ格差と貧困が拡大している中で「危機」が進行しているといえます。

中小・非正規の劣悪処遇は改善されず

こうした流れを押し返す労働者の闘い・21春闘は、大手民間企業での企業間格差を容認する満額回答が出る一方、中小零細企業では経営破綻や収支悪化を背景に賃金労働条件改善が阻まれる状況が生まれました。

労働条件改善の全体的底上げが薄れ、労働条件の個別管理・支配が進んでいます。

21春闘を闘うとき私たちが憂慮したように、労働組合の闘いが持つ社会的影響力が弱まる中で、圧倒的多数を占める中小企業労働者・未組織労働者、とりわけ非正規労働者に矛盾が集中しています。その深刻な状況は、コロナ労働相談に顕著な女性労働者の雇用・労働条件悪化や、入管法改悪による外国人労働者の管理強化などにはっきりと示されています。社会的にも強権的国家主義的な傾向が進み、感染防止のためとされるリモート・シフト労働は、労働者の団結・大衆行動に様々な影響を与えています。

「均等待遇と最賃引上げ」求めた21春闘

私たちは、21春闘の課題を「同一労働同一賃金・均等待遇の確立」「最低賃金の大幅アップ」を掲げて各地で闘いを進めてきました。

労使交渉を担保する立法・行政の確立のために各地での労働局交渉・申入れに、全国的な取り組みを強化しました。また、改定有期パート労働法の本年4月の中小企業への適用、昨年10月の差別禁止の労契法20条最高裁判決をテコに全国で職場交渉に取り組み、処遇改善や最低賃金を踏まえた賃金アップなどに一定の成果を上げています。

最低賃金引き上げの要請署名の取り組みでは例年を超える集約を実現し、中央での対政府交渉にも取り組んできました。

職場の組合員の間で、正規・非正規を問わず「同一賃金同一労働／均等待遇」の問題意識が高まっています。

夏季闘争を闘いぬき生活と権利守ろう!!

春闘での賃金交渉を踏まえ、さらに制度確立への継続的取り組みが必要です。パンデミックの下ですすむ働き方・労働の変化や産業再編成の動向にも注意し、春闘から夏季闘争へ積極的に組合員討議をすすめ取り組みを強めましょう。

パンデミックに便乗した政治的・社会的な動きが急を告げています。コロナ対策、オリンピックパラリンピック開催、そして米中関係の緊張を背景にした軍事強化・戦争準備が画策など労働者の生命・生活・権利に関わる問題が山積みです。

強権的国家主義的政策が公然と進められています。来るべき総選挙へ向けた取り組みが重要です。

引き続く夏季闘争勝利、全国協の発展に向けて奮闘しましょう。

5・1 第92回日比谷メーデー

スケジュール

- 6/12(土) 14:00～　主催:実行委員会
  東京・横田基地行動　@福生公園
- 6/19(土) 正午～　@本部芝事務所
  全国協・第5回中央執行委員会
- 6/21(月) 10:00～　@厚労省
  全労協・中央交渉
- 9/11(土)～12(日)
  全国協・第31回定期大会

「コロナ対策・最賃引上げ・均等待遇」労働局交渉　4月23日、宮城労働局と質疑を交わす!

宮城合同労組

4月23日、宮城全労協の仲間たちと共に宮城労働局に対して「雇用調整助成金コロナ特例延長、最低賃金引上げと一律化、非正規労働者の均等待遇」等を議題とした申し入れを行いました。

労働局からは各部署から8名が出席し、1時間にわたり質疑を交わしました。

最初にコロナ対策に関し、企業が労働者に支払う休業手当の源泉である雇用調整助成金コロナ特例を延長することと減額を行わないことを強く要請しました。

また、パートタイマー等の時給者、日給者が勤務シフト表の労働日が一方的に減らされ、もともとの休日扱いにされた結果、休業手当が支給されないケースが目立つことを訴えました。そして、労働契約上の勤務日を休ませた場合、当然に休業手当を支給しなければ違法となることを確認しました。

最低賃金の担当者の口から、「最低賃金関連の意見は審議会で述べてください」という発言が無神経に行われ、組合側から「労働局は議論に応じてきた従前の対応を今年から変更するのか」と問い詰めました。

労働局は根本姿勢を改めるべきです。硬直化する労働行政と全国で闘っていかねばなりません。

最賃署名　6・7 最賃引上げ要請署名1万521筆を手交し厚労省交渉

6/7 厚労省に最賃引上げを申入れ

6月7日午前、参議員会館で、厚労省賃金課に最賃引上げ署名1万521筆を手渡した。

福島みずほ議員と全国協から6人が参加した。最賃の水準ついて、親子2人の生活保護世帯以上とすべきこと。全国一律化については、地方最賃審の引上げの結果として実態化可能の論議があった。三多摩労組から、東京・埼玉県境のクリーニング業での時給87円格差の不合理について訴えた。

コンビニ二3本社に、6・7 コンビニ二要請　募集賃金引き上げを要請!

6・7 ファミリーマート本社申入れ(嶋田中執)

6月7日、コンビニ3社(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート)の本社に出向きコンビニスタッフの募集賃金引き上げ要請を本部の渡辺書記長・嶋田執で行った。

要請は、私たちが「最低賃金全国一律1500円」の実現に取り組んできたこと、ひとり親世帯の生活保護基準と同等の収入を得るために必要な最低賃金額は全国どこでも時給1500円が必要であると員題説明した。

コンビニは、全国5万5千店舗に約百万人の非正規労働者が働いており、地域の非正規労働者の求人募集賃金に与える影響が最も強い職種であるがリクルートジョブズの「アルバイト・パート募集時平均賃金調査」では、コンビニスタッフの賃金は全職種の中で最下位になっていると指摘した。

具体的要請内容は、全国すべてのコンビニにおける求人募集賃金を1500円以上とすること、そのためにロイヤリティ(チャージ)という、いわゆる上納金を減額すること、要請書に対する文書回答を6月21日までに行うよう求めた。

労働局交渉　5・27 東京労働局との「会見」　東京4労組の10人が参加

5月27日、東京労働局と東京4労組10人で「会見」を1時間おこなった。均等待遇と最賃大幅引上げの必要と実情を訴えた。無期転換後の問題など、法改正の曖昧さの中で、行政指導を強く求めた。

東京労組から生協パルシステムの無期転換後の正社員間の差別、東京南部から首都高収受員の最賃貼付き賃金、三多摩労組から個人事業主契約の畳換工場職人の解雇と失業保険問題を訴えた。

5/27 東京労働局交渉　@東京・九段第3合同庁舎

各地区の21春闘

労働局交渉　福岡労働局に最賃申し入れ　ユニオン北九州

5/10 福岡労働局に申し入れ

ユニオン北九州は、年の春闘について、7つの職場で要求を提出し、交渉を行いました。

最大分会の臼杵運送では、昨年からのコロナ禍の中で休業を強いられる店所もある中、分会執行委員会で協議し、雇用の確保と非乗務職の待遇改善を目標として交渉にのぞみました。結果、賃上げとしては定昇のみではありますが、技能職について店所により別途手当を支給すること、不公平な班長制度の全廃等を勝ち取りました。

また、安川マニュファクチャリングでは、時給アップの他、期末手当の増額を勝ち取り、西日本美装では、メーデーの特別有給休暇制度を行使しました。

一方、下関海陸では、不誠実な交渉姿勢に抗議し、本社への申し入れを行いました。

また、平和・労働・人権北九州共闘センターの一員として、5月10日、福岡労働局に対し、最低賃金引き上げの申し入れを行いました。

意見交換では、生計費が全国どの都道府県でもほぼ変わらない調査結果や、最賃の格差による外国人技能実習生の失踪問題等をあげました。

さらには福岡労働局、県最低審議会からも全国一律化を本省、中賃へあげるよう訴えました。

今春闘は14の支部・職場で取組む!!　横浜市などに要請　全国一般神奈川

1月22日、神奈川県共闘21春闘学習会でスタートしました。2月28日、第5回支部代表者会議、組織内春闘学習会で春闘方針を確認し、各支部・各職場で要求書を提出してきました。

地域では、3月19日、春闘1日行動を取り組み、コロナ感染拡大の影響で、集会とデモは中止となりましたが、労働局、神奈川県、横浜市への要請行動をおこなってきました。

労働局には、全国一般中央から要請のあった要求書もあわせて提出しました。また、神奈川経営者協会に最賃アップの要請行動をおこないました。

更に4月、5月と伊勢佐木モール入り口で最賃署名行動を地域の仲間と取り組みました。

3/19 労働局・神奈川県・横浜市へ要請行動

今春闘は、「労働条件は、労使交渉で決定する」「職場に組合を位置づけさせる」ことを目指し、すべての支部・職場で春闘を取り組むことを掲げてきました。今春闘は、14の支部・職場で取り組み、準備中が2職場、公務2職場がこれからとなっていますが、例年から取り組み職場が拡大していないのが現状です。また、コロナ禍で、例年に比較してもかなり厳しい状況となりました。これまでに5職場で合意・妥結。他は交渉継続中です。

まだまだ中小の春闘は真っただ中、更に夏季一時金の交渉もはじまっています。一つでも多くの成果を！　来春闘につながる取り組みを継続していきます。

コロナ禍を乗り越え、生き抜くために　迫力ある交渉を！　東京南部

21春闘で東京南部は、2月10日開催の支部代表委員会（中間議決機関）において「コロナ禍ではじめての春闘　コロナ禍を乗り越え、生き抜くために迫力ある交渉を！」を掲げることを確認した。

そして、①格差是正のための賃上げ、②企業内最賃の確立や均等待遇の実現、③労働時間規制の強化、④感染症予防のための労働安全衛生の徹底、⑤あらゆるハラスメントの根絶、⑥在宅勤務における不利益是正と権利の整備などを目標テーマとして確立した。

「統一要求」として「コロナ感染症に感染もしくは濃厚接触によって、休業せざるをえない労働者には、雇用形態等に関係なく十割の賃金補償をかちとること」を決定した。

20春闘同様に苦戦を強いられることになったが、多く職場で現状維持ないしコロナ禍での労苦に報いるための一時金増額などを実現した。

とくにハイウエイ共闘の収受労働者は、首都高本社との統一交渉も行いながら、すべての収受職場でベースアップ5百～4千円を実現した。

6/3 首都高本社統一交渉
@東京虎ノ門

各地区の21春闘

労働局交渉　ユニオンネットワーク京都で京都労働局へ申入れ　きょうとユニオン

5月31日、ユニオンネットワーク・京都で京都労働局への申し入れを行いました。

①均等待遇、②最低賃、③コロナ助成制度、④労契法18条「無期転換」、について、具体事例を挙げて、意見交換をしました。

均等待遇で、労働局への使用者側の相談は主に“手当”に関するもので、中には、低い方への均等ではだめか？という問い合わせもあるという事、相談は業務委託で民間会社が請け負って社労士などが対応しているとの事でした。正規・非正規の職務内容の対比に踏み込んでいる事例は少ないとの事。こちらからは、待遇の比較対象となる「通常の労働者」について正社員ではなく無期転換後のフルタイム非正規が対象となる可能性があるのではないかと追及しましたが、法のすきまで回答できないとの対応でした。最低賃金については、「早期に千円を目指す」との政府方針を説明されました。時間が限られているので、突っ込み不足の感は否めませんが、積み上げが大切かと思います。

（書記長　服部恭子）

5/31 ユニオンネットワーク・京都で、京都労働局申し入れ

3・18バス部会が、国交省・厚労省に長時間労働規制を訴え　東京労組

3/18 バス部会の国交省交渉

東京労組は本年2月13日に春闘討論会を開催し、統一要求と統一行動日を確認しました。

2月26日に要求提出日とし、3月5日に単組代表者会議を35名の組合員の参加で確認し、統一行動などについて意思統一をしました。

統一行動は、第1波を3月18日とし第2波4月2日、第3波を4月16日と設定し全力で取組みましたが、第2波統一行動は、コロナ感染症の影響で中止し、改めて5月28日に統一行動を設定し成功させました。

また、最賃ビラ情宣は、第1、3波の統一行動に併せて、大森駅（全国一般南部と共同ビラ）と、九段下で行いました。

そして、バス部会の取組としてバス運転士の労働時間問題で国交省、厚労省との省庁交渉を第1波統一行動に併せて開催し、長時間労働の規制を訴えました。

コロナ感染症による雇用、賃金、安全への影響が予想される中で、東京労組は労働者の生活を守るために、統一要求書を作成し、各企業への申入れを行い闘ってきましたが、今後も、更に団結と運動を強化し闘っていく決意です。

わたらせユニオンの21春闘　わたらせユニオン

わたらせユニオンは、いまだに賃上げ要求ができるような職場分会がありません。そこで春闘の取り組みは、①佐野地区労の春闘の取り組み支援、②最低賃金引上の取り組み、③労働相談活動を中心に取り組みました。

①地区労の春闘支援では、市役所前広場での春闘総決起集会とデモ行進が、コロナの影響で、今年度も中止となりました。そこで、3月3日の地区労の春闘学習会の中で、4月から適用になる中小企業の「パート・有期労働法」「高年齢者雇用安定法」について、嶋田書記長が講演しました。

②最低賃金引上の取り組みでは、2月28日に、コミュニティユニオンの取り組みとして、佐野アウトレットでスタンディングを行い、4月15日には、宇都宮市内で、とちぎコープ労組などと共同して、横断幕を掲げて街頭宣伝を行いました。

③労働相談としては、4月24日にコロナ電話相談会の取り組みに参加し、6月5日・6日には佐野地区労と一緒に「労働110番」に取り組み、それぞれ6～7件の相談がありました。

埼玉・群馬・栃木の3県では、北関東ユニオンネットワークの取組として毎年春と秋にそれぞれの県や労働局に対する要請行動に取り組んでいますが、今年度は要請書を送付しましたが、意見交換会はコロナの関係で中止になりました。

4/15 最賃の街頭情宣＠宇都宮市

各地区の21春闘

高齢者雇用法　「70歳まで働かせろ!!」ストライキを貫徹！　ふくおか生協労組

執行委員長　川口英治

去る4月26日～30日、「グリーンコープ（以下、GC）は高年齢者雇用安定法に則って、70歳まで働かせろ！」「パートもアルバイトも、ワーカーズも最低賃金を時給1500円にしろ！」をスローガンに、ストライキを貫徹しました。

私は、41年間GCで働き、4月30日で65歳の再雇用満期を迎えました。

ことし4月1日に施行された「改正高年齢者雇用安定法」に則って、70才までの雇用延長をGCに要求しましたが、これを拒否しました。

拒否理由は、同法が65歳以降の雇用継続は、「努力義務」となっているということです。「『義務』ではないから実施する必要はない」というのが、GCの一環した主張です。ふざけた話です。

昨今の労働力不足の中、高年齢者の雇用継続は社会の要請です。GC、特に私が所属していた配送部門の職場でも、ここ数年、慢性的な労働者不足に振り回され続けています。私のような「なんでも知っているし、なんでもできる」人がいれば、いくらかでも人員不足は補えます。しかしGCは、私を排除することを選択しました。

GCは、正規職員を減らして、ワーカーズ型生協を目指しています。相互扶助や自立・自治を理念とするワーカーズが、その理念とは裏腹に、経費削減を目的にGCの下請けを担わされています。職場で問題が起きても「ワーカーズの中で話し合って解決する」ことになっており、経営責任者たる常勤役員は何の責任も取る必要がありません。配達する人員が不足してもです。実に都合のいい話です。

そうした状況を放置すれば、必ず不満は爆発します。しかし、ワーカーズは、自ら出資してワーカーズの一員になって働きます。それでも労働組合は作れるし、労組員にもなれるのですが、「労働組合には入れない」と思い込まされています。不満がある人はすぐにやめていきます。そのことが、人員不足の最大の理由です。

一方、正規職員がいなくなる訳ではなく、「支持・命令のもと業務を遂行する」ために、強力な職員体制を構築しようとしています。一方でこうした常勤役員と直結した職員体制が職場にないと、ワーカーズ化はできません。

こうした体制づくりには、労働組合は邪魔です。特に、41年間組合活動を担ってきた川口は邪魔です。この機に、川口を排除しようとしています。

ストライキを一週間闘い抜き、GCにも職場やワーカーズの方々にも、私の闘う姿勢を示すことができました。現在、福岡県労働委員会に不当労働行為救済申立を行っています。労働委員会でGCの不当労働行為を明らかにして、団体交渉で勝利を勝ち取り、必ず職場へ戻ります。そして、生協で働くすべての労働者の雇用の安定と、パートもアルバイトも、そしてワーカーズも生協で働いて生活できる賃金、最低時給1500円を勝ち取る闘いを進めていきます。闘いは始まったばかりです。皆さんの支援・激励をよろしくお願いします。

21春闘3つの行動、5・1首相官邸前に120人の仲間が結集!!

東京東部労組

全国一般東京東部労組は、3月5日に21春闘の一日行動として次の3つの行動を展開した。

①福島原発事故10カ年糾弾！東京電力前労働者抗議アピール行動、②塾講師の市進支部がパワハラ・セクハラ・賃金不払いなどに抗議する社前行動、③おしぼり配送のアールエスエス支部が休業手当カットに抗議する社前行動――。

職場では、派遣添乗員のHTS支部が時給一律2000円にしろ、産業廃棄物運搬ドライバーのタケエイ支部が乗務員の3万円ベースアップ、市進支部が正社員との差別待遇の是正を要求するなどし、そのうち個人タクシー協同組合世田谷第三職員支部は4万7000円の大幅賃上げを獲得した。

これらの闘いの頂点として、5月1日のメーデーでは、東部労組が呼びかけて、全国一般全労働者組合や全国一般三多摩労組など多くの労組・ユニオンとともに120人の仲間が首相官邸前に結集し、「菅政権は労働者の命と生活を守れ！」との抗議アピール行動を実施した。

5/1 首相官邸前

原発労災　猪狩さん過労死の認定判決を受け、前社長夫妻が遺族に文書で謝罪！控訴審で東電、宇徳を追及しよう！

福島第一原発過労死責任を追及する会

3月30日、福島地裁いわき支部がいわきオールと前社長夫妻の過労死責任（安全配慮義務違反）を認定する判決を下しました。これを受けていわきオール前社長夫妻は、猪狩さん遺族に文書で下記のとおり謝罪し、慰謝料を支払いました。労災認定闘争、未払賃金裁判に続きこの裁判でも故忠昭さんに報いることができました。これはせつに仲間の皆さんの物心両面のご支援のおかげであり、感謝申し上げます。

「謝　罪」

前社長夫妻（謝罪文では実名記載）は、猪狩さん遺族3名（謝罪文では実名記載）に対し、本件判決認定のとおり、いわきオール株式会社が安全配慮義務に違反したこと、社長夫妻が忠昭殿の業務量又はその内容を調整する措置を講ずるべき注意義務に違反したこと、上記各注意義務違反によって亡忠昭殿が死亡したこと（上記各注意義務違反と亡忠昭殿の死亡との間に因果関係が認められること）を認め、心から謝罪する。

東電と元請け宇徳が急病人発生時に、同僚が電話ですぐに救急医療室に連絡できず、医師の処置が遅れた事実に関し、いわき支部は東電と宇徳の過失責任を認めませんでした。遺族はこの不当判決部分に対し仙台高裁に控訴して闘い続けています。判決の不当性を明らかにした控訴理由書と追加の証拠類が弁護団から5月31日に高裁に提出されました。裁判所が大企業に対しても公正な判決を下すよう、さらにお力添え願います。（星野）

3/30 判決を前に遺族があいさつ　@福島地裁いわき支部前

「支える会」結成集会に、70名が参加!!

ケアワーカーズユニオン山紀会支部

5月3日、西成ふるさとの家にて、「山紀会支部を支える会」の結成集会が行われました。オンライン含め70名近くのご参加をいただきました。

最初に国守委員長より、組合結成後から始まる組合敵視や排除の実態、そしてコロナ下の損害賠償請求や、不当労働行為事件について説明しました。

呼びかけ人からのあいさつを受けた後、ふるさとの家、本田哲郎神父からの講演をいただきました。キリストはテラピー＝手当てをしてまわった。介護と同じこと。そして、仲間を作る大切さ。介護のあり方や、組合の意味を考えさせられました。

現場からの報告は、山紀会支部メンバーより。西成における介護や医療の重要性。労働組合の意味。現場の団結が一番だという話。過去の辛い話にメンバーは涙し、会場からも涙。

最後に同じく呼びかけ人の水野博達さんより行動提起。西成区に広く運動を広めて、理事らを謝らせたいと強く発言された。

闘いはこれからです！労使健全化をとことん目指しましょう！（ケアワーカーズユニオン・副執行委員長　志賀直輝）

5/3 アピールする山紀会支部メンバー　@西成

政府の福島第1原発汚染水の海洋投棄ゴリ押し決定に対し、福島県庁前で抗議行動おこなう!!　ふくしま連帯ユニオン

4月13日、福島県庁前には続々と市民が集結した。漁業者をはじめ県民の多数が反対し、県内市町村議会の7割が「反対」「慎重対応」意見書を可決する中、この日の朝に政府は「汚染水海洋投棄」をゴリ押し決定した。

午後に、梶山経産相が内堀知事に政府方針伝達のために訪れたのである。面会は6分で終了。経産相はペーパー棒読み、知事は県民世論に背を向けて沈黙し、原発事故被災県リーダーの国追従ぶりが改めて際立ったのである。

県庁前抗議行動には緊急にもかかわらず、約百名ほどが集まり「海に流すな」のボード掲げてスタンディングとシュプレヒコールを行った。

そして、参加者一人一人が発言した。「県民を痛めつける決定だ」「新たな加害行為を何十年にも渡って行うと言うのか」「市民が反対の声を上げている県庁正面から入らず、裏口からコソコソ入って知事に会い、原稿棒読みの経産相と、汚染水を海に流すと言われても抗議もしない県知事。こんな人たちに私たちの命と暮らしは任せられない」

実行されるまでにまだ時間はある。漁業者だけではなく、この地で働く全ての人、生きる全ての人との連帯を強め、未来に禍根を残さぬために、この暴挙の阻止を誓いあった。

全国一般ふくしま連帯ユニオン・宮城合同労組・宮城全労協の仲間たちは、抗議活動に先立ち行われた知事要請行動から参加し、市民・県民との連帯を強めた。

（ふくしま連帯ユニオン　佐藤隆　記）

関西生コン「加茂生コン第1事件」不当判決
完全無罪を勝ち取るまで闘おう!!

4月17日東京、18日大阪で、関西生コン事件のこれからを考える第2回検証シンポジウムが、支援する会の主催で開かれた。

東京駿河台の連合会館には、約80人が参加した。

刑事裁判8件のうち、3件の一審判決で不当有罪判決が出され、控訴している。大阪2次・コンプライアンス活動併合事件（大阪地裁）の判決が、本年7月13日予定だが、武委員長に厳しいものも想定されている。

①報告1で、宮里弁護士が、大阪スト第1・第2事件について報告した。産業別組合では正当な団体行動を威力業務妨害とした誤りは、企業別組合の論理を持ち込んだこと、団交権と団体行動権の固有の意義を否定するものであると批判した。

②報告2で、労働法の吉田立命館大教授が、加茂生コン事件について報告した。就労証明書を出さないのは不当労働行為であり、起訴そのものが不当、労使関係のリアリティで判断すべき、検察・裁判所も新自由主義の影響で助け合いと団結を嫌う、しかしその気風を人々に広く伝えていこうと訴えた。

③報告3で、久堀（くぼり）弁護士が、「大阪府労委命令と中労委事件の現状」について報告した。府労委命令は、12件中10件で不当労働行為の認定をかちとった、しかし、雇い入れの再開を命じることが組合の団結権保障のために必須だが、ポストノーティスのみの初審命令は全く不十分と指摘した。実際に、多くの日々雇用の組合員が脱退に追い込まれた。労働三権の否定と労働組合潰しは、関生支部のみならず、全ての労組への挑戦だ、いかに対抗していくのか、と訴えた。

関生支部弾圧裁判の完全無罪判決をかちとるまで、ともに闘い抜こう。

4/17 関生事件第2回検証シンポ　@東京駿河台

抗議声明
「5・3憲法大行動」に参加した労組役員の不当逮捕に抗議し、即時釈放を求める

5月3日国会前で開催された「2021平和といのちと人権を！5・3憲法大行動」に多くの労働組合員と市民・学生が参加した。その最中、警視庁麹町署は私たちの労働組合員を、「公務執行妨害」容疑で不当逮捕し、1週間にわたり勾留を続けている。私たちは不当逮捕に断固抗議し、即時釈放を求める。

不当逮捕された労働組合員は、国会前の歩道を歩いて集会に参加しようとしていただけで公務執行妨害罪は到底認められない。即時釈放すべきものである。

（中略）

今国会では、憲法改悪に向けた憲法審査会が再開され、国民投票法改悪案を衆議院で強行採決した。新型コロナ感染症の拡大を口実にして、「ナチスの手口」を真似て緊急事態条項を憲法に加えることを、政府与党は公然と言い始めている。

すでに、憲法違反の集団的自衛権行使を認める安保法制が強行成立させられて、立憲主義が破壊の危機にある。また、今国会では、私たちの個人情報を侵害し監視社会をめざす「デジタル化一括法案」や、「入管難民法の改悪案」、南西諸島の基地強化のための「土地利用規制法案」が審議されている。私たちはこうした憲法の強行採決など認めない。

私たち労働組合が、平和と民主主義、生活と権利を守り、憲法改悪と戦争への道に反対するのは、当然の権利であり義務である。今回の不当逮捕と勾留延長は、「5・3憲法大行動」、労働組合の反戦平和活動の弾圧に他ならない。

以上、私たちは、今回の不当逮捕に抗議し、当該組合員の即時釈放を断固要求する。

2021年5月10日
全国労働組合連絡協議会
全国労働組合連絡協議会東京協議会
全国一般労働組合全国協議会
全国一般労働組合東京南部

★なお当該は、5月12日に無事釈放されました。ご支援ありがとうございました。

5/18 難民を犯罪者にする
入管法改悪を今国会で阻止!!

与党が今国会での入管法改定を断念した。

衆議院法務委員会に合わせて約一ヶ月間、国会前では入管法に反対する座り込みが行われた。初めはパラパラだった参加者が日を追うごとに増えて行った。メディアも入管収容所で死亡したスリランカ人女性の事件も含め法案を大きく取り上げるようになった。シットイン（座り込み）集会では、仮放免の当事者の熱を帯びたスピーチに胸を打たれた。

今回の改定案について政府は「国民感情に鑑みて」と言ったが、政府の考える「国民感情」が歪んだものだったことがはっきりしたと思う。この反対運動で若い人が目立ったのは、入管法は彼／彼女たちの友だちの問題だからだ。女性も目立っていた。反対署名は10万筆を超え、自民党が「検察庁官の時よりファックスが少ない」だのと言えば、宛先が何度もリダイアルになるほどファックスが集中した。

全国協ZOOM交流会に参加しよう!!
7・10「実習生・移住労働者問題」第3回

各県代の課題別ZOOM交流会の議論を受けて、試みとして「実習生・移住労働者問題」のZOOM交流会が始まっている。

4月10日の第1回には、6労組8名が参加、5月15日の第2回は全国協以外からの参加もあり、8労組10名が参加した。

「実習生・移住労働者問題」は、それぞれの組合の取り組みの経緯によって、取り組みの強度に大きな差がある。残業代の未払いなどから、外国人労働者問題が始まったばかりの組合もあれば、職変を含め、技能実習機構や入管と折衝している経験豊富な組合など、さまざまである。そうであるからこそ、最前線な取り組みをしている組合の経験を聞き、交流をすることは極めて有意義である。

外国人労働者問題は全国協にとって、きわめて重要な課題であり、より多くの組合や団体、個人がこの交流会に参加することが望まれる。

第3回の交流会を7月10日、10時30分から行う。本部からのZOOM案内がメーリスで送られるので、ぜひより多くの組合個人に参加してほしい。

（嶋田中央執行委員）

全国一般東京南部のケアーワーカー連絡会に参加して早や3年がたちました。今回、5・29ユニオン合同の全国オンライン交流会に、全国70人の仲間とともに参加させてもらいました。

その感想を記します。

交流会のテーマは、「精神疾患を発症した労働者の組織化を考える」でした。私も若い頃、鬱を経験したこともあり、他人事ではありません。精神疾患は、だれでも起こる身近な心身の状態なのです。ましてや現代社会は、精神疾患と隣り合わせの社会ともいえます。社会が精神疾患を作っているのです。今のままの社会が続けば、やがて99％の人が何らかの精神疾患を患うことになりかねません。そうなれば、1％の人が「正常」だと言い張れるでしょうか？「自立とは、依存先を増やすこと。」これは、障害者自立生活運動のリーダー熊谷晋一郎さんが、提唱している21世紀を生きる人間の基本テーゼです。すべての人に自己責任と自立を強制する現代社会への静かなアンチテーゼであるともいえます。自立した労働者など全世界探してもどこにもいません。人は誰かに支えられて初めて生きていけるのです。今後の労働運動は、身近にいる心病む人との共生を模索することが今以上に問われて行くだろうということを改めて強く感じました。

これまで「不法滞在外国人」と言っていたメディアもようやく「非正規滞在外国人」と言葉を改めている。運動の成果は確実にあった。

しかし実は何も変わっていない。日本で暮らす移民、難民とその家族に在留資格を求める運動を続けよう。（中島由美子東京南部委員長）

感想文
ユニオン・合同労組連絡会「メンタル相談労働者組織化」交流会に参加して…
加辺正憲（東京南部）

ユニオン合同労組連絡会のみなさん、今後もこうした貴重な交流の場をたくさん作っていきましょう。

@東京芝事務所